

新型コロナ学校感染症出席停止の手続きについて

1. 新型コロナ感染症と診断、または濃厚接触者に特定された。
2. 診断された（または濃厚接触者に特定された）日に、「新型コロナ感染症報告専用フォーム」より大学へ報告する。後日、保健室より内容確認のため連絡。

新型コロナ感染症報告フォーム：<https://forms.gle/Ekn433oQo4Wj3qMKA>

※京都外大 gmail アドレスでサインインして回答。

3. 感染症による出席停止

- ・報告された内容に基づき、保健室より担当教員に出席停止のメール連絡をする。
- ・保健所、医療機関の指示に従い、待機し療養する。
- ・「健康チェック表」を毎日記録する。

健康チェック表：https://www.kufs.ac.jp/cms_image/file/healthcheck_S.xlsx

4. 出席解除

- ・待機期間が終了したら、「健康チェック表」を保健室へメールで提出する。
- ※治癒・登校許可書は不要。

注意）原則、健康チェック表が未提出の場合は授業に出席できません。

★出席停止期間中の授業欠席取り扱いについて

- ・感染症による出席停止期間中は、欠席が成績評価に影響がないよう、保健室から担当教員に連絡をします。
- ・学生本人からも必ず授業担当教員に連絡し、授業の内容等を確認してください。

※下記の場合は、出席停止の配慮ができませんので注意してください。

- ①「新型コロナ感染症報告専用フォーム」へ報告がない又は事後報告の場合
- ②「健康チェック表」が未提出の場合

★連絡・相談先

健康サポートセンター 保健室 (075-322-6024)